

Monthly
Company
Magazine

ONDO

月刊 おんど

March

No.570 2025

3月

ウチヤ・サーモスタート株式会社
UCHIYA THERMOSTAT CO.,LTD.

月刊おんど編集部（総務部）

〒341-0037

埼玉県三郷市高州2-176-1

TEL: 048-955-4181

FAX: 048-956-1310

E-mail: info@uchiya.co.jp

市町村の消防団・機能別消防団への参加を検討

令和7年2月5日

社長 清水 澄人

去る2月3日月曜日に埼玉県危機管理部 消防課の担当主任が来社され面談を致しました。先立つ事、昨年8月に同課より消防団に関するアンケートがウチヤ社に対してありまして、内容は埼玉県では消防防災行政として大規模災害時に地域の防災力を維持し地域住民の安心と安全を守る重要な役割を持つ、消防団への加入促進を行なっている、県内事業者(ウチヤ・サーモスタート株式会社)へも協力を求める主旨でありました。ウチヤ社としても予々、企業の社会的責任(CSR)を痛感、BCP計画や積極的な防災訓練を行い、又、日本赤十字社への寄付、等々を通じて地域社会に対して貢献出来る企業と成るべく努力をして来ておりますので、前向きで協力的なアンケート回答を行いました。その事で一步踏み出した協力依頼を求める目的で、今回の来社面談となった様です。

要旨はウチヤ社の若い人に機能別消防団員になって貰い、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員として、時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団の活動を補完する役割を担って貰えないかと言うものでした。災害時には休祭日は元より会社の勤務時間帯に置いても、会社に承認(状況を観た判断)を得て活動を行います。



日本は震災の多発する国土であり、思い起こしただけでも30年経過(1995年)した阪神・淡路大震災、14年目(2011年)の東北大震災、直近では昨年の能登半島震災が発生、その度

に消防活動や救援活動が遅々として進まず、本当に日本は先進国なのだろうか！海外からの批判以上に正直ガッカリするのは私だけではないと思います。そんな中、地域に密着した消防団が少人数ながら、必死に頑張っている姿を見るに付け、自分達も何か役に立ちたいと思うものです。

個人的なことです。私自身も若い時には東京都品川区東品川地区の消防団員として、東品川消防署で消防トレーニングを受け、品川区の防災訓練にも参加、緊急時には消火活動を行な



て消防署を手助けする団員登録者をした経験がありますので、説明の主旨は良く理解出来ました。

又、ウチヤ社にはBCP事業継承計画として自衛防災隊が組織され、若い人達による初期消火訓練も行われています。従っ

て、今回の申し入れを前向きに皆さんと考えて見たいと思います。

具体的には、例えば入社後一定期間(3年~5年)経過した若い人達に、任意で埼玉県危機管理部 消防課に登録して貰い、以後、機能別消防団員として活動して貰うことになります。

* 参考に以下、消防に関して埼玉県危機管理部 消防課説明及びウィキペディア資料を参照に解説を致します。

1. 消防機関(消防を行う組織)

消防の責任は市町村が負うこととされている(消防組織法第6条)。そのため消防機関は市町村長の管理下にある。国や都道府県は、市町村消防へ指導・助言を行うにとどまり、市町村消防を管理する権限を持たない(同法第36条ないし第38条)。消防機関には2種類あり、一つは消防本部、もう一つは消防団である(消防組織法第9条)。

2. 消防本部

消防本部は、自治体が管轄区域における消防行政を行うために設置する常備消防機関である。原則として市町村単位で設置するものとされている。

消防本部は、消防施設などの管理をはじめ、消防団活動の支援、火災予防の啓発活動、危険物などの届出や許認可といった消防事務全般を担っている部署です。消防署・各出張所は、救急・救助活動や火災・災害発生時の現場活動を担っており、常に対応できるよう24時間体制で職員を配置しています。

3. 消防団

消防団は市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は他の本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、消防防災活動を行っています。

4. 機能別消防団員

機能別消防団員とは、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員。時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団の活動を補完する役割を期待されている。通常の消防団員との区別を図るため、通常の消防団員は基本団員、機能別消防団員は機能別消防団と呼ばれる。

より多くの方に参加頂く為に、消防団には、機能別消防団員・分団という制度があります。



それぞれの能力やメリットを活かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動ができます。

- ・火災予防・広報団員：予防団員として、住宅防火訪問・高齢者訪問や救命救助講習の実施を中心に活動したり、広報団員として、音楽隊などに入り、消防の諸行事や市主催のイベント等で消防団をPRする活動を行っています。
- ・OB 団員
消防団を引退した方がその豊富な経験を生かして消防団の活動に携わることができます。体力の問題や仕事の都合で訓練などに参加出来なくなっても無理の無い範囲で活動できます。
- ・バイク隊：車両が通れない場所への救援物資の運送や、震災時の情報収集など、バイクの機動力を活かした場所で活躍しています。
- ・女性消防分団：女性のみで結成され、主に防火広報活動で活躍しています。活動の幅がますます広がっています。
- ・水上バイク隊：浸水や、水難事故救助など、通常の消防団では活動が困難を極める水害現場で活躍しています。
- ・大規模災害のみ活動する分団：大規模災害時のみに活動を限定しており、通常の消防団員だけでは十分な対応が取れない場合に活躍します。
- ・ドローン隊：主に災害時の被害状況把握や行方不明者の捜索等の活動を行っています。人が近づけない危険箇所や、目に見えない場所などの素早い状況把握を行うことができます。



5. 消防団の歴史 (総務省消防庁 資料参照)

①江戸時代

将軍吉宗が、江戸南町奉行の大岡越前守に命じ、町組織としての火消組である店火消(たなびけし)を編成替えし、町火消「いろは四八組」を設置させたことが今日の消防団の前身であるといわれています。各火消組に「いろは」等の名前を付けたことにより、お互いの名誉にかけて競い合って働くという結果が生じ、消防の発展に多大な成果を得ることとなりました。町火消は町奉行の監督下にあったものの、純然たる自治組織であり、経費の一切が町負担で、組織、人員等も町役人の自由に委ねられていました。しかもその費用は、ほとんど器具設備等の購入に費やされ、組員は無報酬でした。そのころの村落部の消防については、駆付消防が主で城下町のような組織的なものではありませんでした。この駆付消防は、古くは「大化の改新」後の5戸制度を起源とする5人組と現在の青年部ともいうべき若者組が当たりました。

② 明治～大正時代

明治時代、町火消は東京府に移管され、東京府は明治3年(1870年)に消防局を置き、町火消を改組し消防組と

しました。明治6年(1873年)に消防事務は内務省に移され、東京府下の消防は、翌明治7年(1873年)に新設された東京警視庁に移されたので、東京警視庁では、直ちに消防組に関する消防章程を制定しました。これが



明治の消防の組織活動の基礎となりました。しかし、全国的には公設消防組は少なく、ほとんどが自治組織としての私設消防組であり、それも名だけというものが多かったのです。そこで、政府は社会の発展に即応する効率的な消防組織の育成を図るため、地方制度再編成を機会に、明治27年(1894年)に消防組規則(勅令第15号)を制定し、消防組を府県知事の管掌として全国的な統一を図りました。具体的な内容は、消防組は知事が職権をもって設置すべきもので、今までの既設の消防組を認めたり、また市町村が自ら組織したものを認可することではいけないという強硬な絶対的至上命令なもので、消防組は知事の警察権に掌握されながら、その費用は一切市町村で負担するべきものと規定されていました。規則施行後にも、消防組の設立は遅々として進まなかったものの、警察署長等の積極的な働きかけなどにより、大正時代末には飛躍的にその数が増大していくこととなりました。

③ 昭和時代(戦前)

昭和4、5年(1929、30年)頃から、軍部の指導により、民間防空団体として防護団が各地に結成されました。昭和12年(1937年)には防空法が制定され、国際情勢が悪化してゆく中、国防体制の整備が急がれるようになりました。昭和13年(1938年)に内務次官名で消防組、防護団



の統一について両団体統合要綱案が通牒され、勅令制定の基礎となる両団体統合の要綱が決定されました。これらを経て、消防団と防護団を統合し新たな警防組織を設けるため、昭和14年(1939年)1月に勅令をもって「警防団令」を公布しました。これにより、明治以来の消防組は解消し、警防団として同年4月1日に全国一斉に発足され、警察の補助機関として従来の水火消防業務に防空の任務を加えられて終戦に至りました。

④ 昭和時代(戦後)

戦後、米国調査団の報告により、警察と消防の分離が勧告され、それに伴い総司令部から警察制度の改革について指示が行われました。内務省は警察制度審議会の答申を受け、昭和22年(1947年)4月30日に消防団令を公布。これにより従来の警防団は解消され、新たに全国の市町村に自主的民主的な「消防団」が組織されることとなりました。しかし、警察制度審議会の答申及び政府の考え方に対して、総司令部は、その民主化の内容が不徹底と考え、答申に沿った警察制度の改革案に了承を与えませんでした。政府は消防組織法案を作成し、総司令部の了解を求めたものの、総司令部は消防制度に関する覚書案を一部修正し(覚書中「市町村公安委員会」を「自治体消防は市町村の管理に属する」と変更)民間情報局作成の法案要綱をあわせて通知してきました。内務省では、これに基づき法案を修正し、昭和22年(1947年)12月23日に消防組織法の公布が行われました。これにより、消防が警察から分離独立するとともに、すべて市町村の責務に移されました。また、消防組織法の趣旨の徹底と勅令であった消防団令を政令に改めるために、昭和23年(1948年)3月24日に新たな消防団令が公布され、消防団は義務設置から任意設置制になり、消防団に対する指揮監督権が警察部長又は警察署長(消防署長)から市長村長、消防長又は消防署長に移され、府県知事にあった市町村条例の認可権や消防団事務の監察権が廃止されました。その後、消防団令は根拠法について明確を欠くものがあり、政令は法律に特別の委任がある場合を除くほか、その規定し得る範囲は憲法又は法律により既に定められている事項を実際に執行するために必要な定めをするいわゆる執行命令に限定されるものであり(憲法第73条第6号)、また法律の委任がなければ義務を課したり、権利を制限する規定を設けることは出来ない(内閣法第11条)ものであるから、そのような性質を持つ政令で消防団に関する基本的な事項を規定しておくことは適当でないという見解のもとに、消防組織法に第15条の2を追加し、同時に消防団令は廃止されました。その後、組織法制定後も火災が頻発し日本再建途上の一大障害となっている情勢下で、消防組織の強化、拡充を図るため、昭和26年(1951年)3月に議員立法により消防組織法が改正されました。これにより、任意設置であった消防機関の設置は義務設置となりました。このように、消防団は、江戸時代に義勇消防の元祖として発足して以来、様々な変遷を経て今日に至っています。



以上

葛飾税務署より 優良申告法人表敬 第九回目

1. 日 時 令和7年2月4日（火） 13：40～14：10
2. 場 所 ウチャ三郷工場
3. 出席者 葛飾税務署長 山根由紀子様
副署長（法） 森 正宏様
法人第1統括官 橋上友紀様
法人第3統括官 山田伴政様
法人審理調査官 小林裕貴様
税理士(立会) 松本光司殿（銀座税理士法人）
会社側参列者 打矢会長、清水社長、武田常務
飯塚部長、西谷部長
4. 内 容 ①名刺交換 ②優良申告法人表敬状授与 ③写真撮影
④会社概況説明 ⑤工場見学



※優良申告法人とは

優良申告法人とは、申告納税制度の趣旨に即した適正な申告と納税を継続し、他の納税者の模範としてふさわしいと認められた企業が、税務署の推薦により国税局が認定し所管税務署長から表敬される制度。「法人税・消費税・源泉所得税について不正計算がなく、追徴税額が一定金額以下であること」「その他の国税でも不正計算や多額の更正等がない」「一切の取引について整然かつ明瞭に記録されとともに、帳簿や証拠書類が適切に整理・保存され、取引等に係る事実関係及びその会計処理が速やかに確認できること」等、いくつかの選定基準等を満たす事で選定され、優良申告法人に選定される法人は国内全法人の1%未満とされています。

令和7年度埼玉県産業振興公社 公社会員感謝の集い 出席報告

営業部課長 打矢丈彦

開催場所：大宮ソニックシティ 4階 市民ホール

訪問日時：2025年2月5日 15:00～17:10

出席者：約200名（ウチャからは飯塚部長、及び代理で丈彦が出席）

(1)主催者理事長からの挨拶

昨年も、中小企業への様々な支援(事業承継、経営相談、中小企業相互の連携の橋渡し、創業支援)を行い、たくさんの良い結果を生むことができた。

今後も他の経済団体、行政、金融機関、大学等の学術機関とも協力しながら、中小企業への支援を継続していく。公社会員企業様も、公社の様々なプロジェクトに積極的に参加して頂きたい。

(2)公社を活用された事業社を代表して8社に感謝状を贈呈

(3)基調講演「どうなる日本の政治」読売新聞特別編集委員 橋本 五郎氏

<橋本五郎氏 略歴>

1946年、秋田県山本郡琴丘町（現・三種町）に生まれ。秋田県立秋田高等学校、慶應義塾大学法学部政治学科卒業後、1970年4月読売新聞社入社。

地方部浜松支局に配属。1975年、本社社会部に異動。1976年、本社政治部に異動し、政治部次長・論説委員・政治部長を歴任。渡邊恒雄の腹心と言われるようになる。



<講演内容>

石破内閣は短命内閣であるというのが多数説であるが、個人的には意外と長く続く内閣ではないかと考えている。

長い記者人生の経験からすると、最初の予想と逆の結果が起こることが多い。人生と同じで「短命と言われると、1日1日を大切に何事にもあたるので、意外に成果が出て延命される」ことがよくある。

組閣当初、岸田首相の「聞く力」を重視する方針にはびっくりしたが、誰にも相談せず、安倍首相の国葬を実現させた結果に関しては評価したい。

議論自体はもちろん重要だが、実現可能性のタイミングを見逃さないことの方が重要な時もある。

私は「国民が自国を自分の手で守る」という意識が重要と考えているが、ウクライナ危機の際に、そのことを国民に訴えかけなかった岸田元首相はダメ。

東京オリンピックを強行開催した際も「世界中がコロナと戦っている現在こそ、世界が一体となってオリンピックを開催することが重要」と世界に発信できなかった菅首相も同じくダメ。

政治家、特に首相には、多数の反対勢力があろうと、確固たる意志を持って説明し、政策を実行する胆力が必須となる。

安倍晋三「回顧録」を読んで欲しい(橋本氏の提案で、2時間×18回の安倍元首相をインタビューしてまとめた回顧録)。

回顧録は、直ぐに書くべき(本人が忘れてしまったり、自分に都合の良い内容に記憶がすり替わってしまう危険性があり、また関係者が存命中に反論し精査する機会が失われてしまうので)。

国の政策は、簡単な足し算で解決できるものではなく、方程式を解くように丁寧に実行する必要がある。それを実行できたのが、安倍元首相である。

また、安倍さんには、自らの退路を絶ってまで尽くす人がたくさんいた。安倍内閣の強さの秘訣は、そのような人材がたくさんいたこと。

(石破首相には、そのような人材が皆無に等しい)。また、安倍首相は、人の懐に入るのも上手だった(あのトランプ大統領の懐にもしっかりと入り込めた)。

首相として大事な資質は「自分ができないことは、できる人間にお願いする」謙虚さである、と考えている。石破首相にも、今からでも遅くはないので、そのような対応をして欲しい。

講演の最後には、保険の外交員をしながら育ててくれ、子供に迷惑を掛けないよう自らが亡くなる曜日まで気にしてくれていた母親への想いを、涙ながらに語っていた。

そのような想いから、ふるさと創世は、ふるさとに住んでいる方々、その方々を思う人達の気持ちを十分汲み取って行うべきである(石破首相の施策として唯一期待できるのは、ふるさと創世政策である、と考えている)。

「今政治にとって一番重要なものは何か？」との出席者の質問に対して、「私心を捨て、国民の為に尽くす気持ち」と説明されていた。

以上